

# 会 議 録

新庄市教育委員会

開 催 月 日	令和3年11月19日（金曜日）
開 催 場 所	新庄市役所 301・302 会議室
出 席 委 員	高野博教育長、栗田正人委員、阿部浩悦委員、斉藤浩昭委員、奥山京子委員
欠 席 委 員	なし
出 席 課 長	平向真也教育次長兼教育総務課長、渡辺政紀社会教育課長
欠 席 課 長	高橋昭一学校教育課長（東海林美紀学校教育課主幹が代理出席）
議 事 の 大 要	

午後2時00分より、教育長のあいさつで、11月定例教育委員会を開会する。

## 1. 開会

高野博教育長のあいさつで開会する。

## 2. 会期決定

会期11月19日、1日間とする。

## 3. 会議録署名委員指名

新庄市教育委員会会議規則第19条第2項の規定に基づき、教育長が 斉藤浩昭 委員と 奥山京子 委員を指名する。

## 4. 前回会議録の承認

令和3年10月定例教育委員会の会議録が承認される。

## 5. 教育長報告

なし

## 6. 議事

議案第44号 臨時代理の承認について（新庄市職員服務規程）

議案第45号 新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第46号 わくわく新庄の管理を行わせる指定管理者の指定について

議案第47号 令和3年度12月補正予算の要求について

（教育長）議案第44号「臨時代理の承認について（新庄市職員服務規程）」の提案説明をお願いします。

（教育次長兼教育総務課長）議案第44号「臨時代理の承認について（新庄市職員服務規程）」についてご説明させていただきます。こちらは、市長、議長、教育長などのそれぞれの行政機関の長の命による合同訓令により「新庄市職員服務規程」を新たに制定し、令和3年11月1日に施行する必要

があり臨時代理いたしましたので、ご承認をお願いするものでございます。内容といたしましては、職員の服務に関する必要事項について明文化されていないものがあつたため、基本的事項を含め、改めて定めたものでございます。規程として明文化することにより、違反した場合には処分対象にもなり得るものでございます。具体的には、第 3 条 服務の宣誓においては教育委員会職員に関する規定を追加しています。次の第 4 条においては服装などの身だしなみについて、第 5 条においては職員記章と職員名札の着用義務について規定しております。また、第 8 条 欠勤から第 10 条 専従まで、第 12 条 職務上の留意事項の第 3 項と第 4 項を追加し、第 16 条 事故報告では第 3 号 交通事故以外の各号を追加しております。そのほか、第 18 条、第 20 条、第 21 条などもこの度明文化したものでございます。説明は以上です。

(教育長) 只今の説明についてご質問、ご意見があればお願いします。今まであやふやであった所を明文化したということです。市役所に訪れた方からのご意見を含めて明文化し、記章についても話題となっておりますが、詳しいことはこれから作業部会でもっと丁寧に検討するということです。特にご異議がなければ承認をお願いいたします。

(委員) 異議なし

(教育長) 議案第 44 号「臨時代理の承認について(新庄市職員服務規程)」は提案のとおり承認されました。

(教育長) 次に、議案第 45 号「新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」の提案説明をお願いします。

(社会教育課長) 議案第 45 号「新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申しあげます。令和 3 年 4 月の義務教育学校「明倫学園」開校に伴い閉校となりました「旧北辰小学校」の屋内運動場、いわゆる小学校の体育館を新たに市の体育施設「新庄市北辰屋内運動場」として設置するために必要な改正を行うものであり、施設の名称、所在地、使用料などを新たに規定するとともに、所要の規定の整備を行うために提案するものでございます。施行日は令和 4 年 4 月 1 日でございます。施設の使用時間は 9 時から 21 時を考えております。使用期間は 1 月 4 日から 12 月 28 日まで、毎月第 2 火曜日を休館日とするものでございます。使用料については 1 時間あたり小学生・中学生は無料、高校生は 180 円、一般は 360 円ということで、基本的な体育施設の考えに基づき、小・中学生は無料、高校生は一般の使用料の半額となります。以上が提案説明でございます。

(教育長) 只今の説明についてご質問、ご意見があればお願いします。以前協議会で同様の説明をしましたが、今回正式に議会に提案する必要性があり、教育委員会の議決をいただきたいということです。特にご異議がなければ承認をお願いいたします。

(委員) 異議なし

(教育長) 議案第 45 号「新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は提案のとおり承認されました。

(教育長) 次に、議案第 46 号「わくわく新庄の管理を行わせる指定管理者の指定について」の提案説明をお願いします。

(社会教育課長) 議案第 46 号「わくわく新庄の管理を行わせる指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。本案につきましては、令和 4 年 3 月 31 日をもって指定管理期間が満了する「わくわく新庄」の管理を行わせる指定管理者として「株式会社東北情報センター」を指定するため、議会の議決を求めるために提案するものでございます。なお、指定管理者の選定にあたりましては、公募を行ったところ株式会社東北情報センター1 社から応募があり、市民から選出された委員を含む選定委員会によって、同社を候補者として選定いたしました。指定期間につきましては令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

(教育長) 只今の説明についてご質問、ご意見があればお願いします。特にご異議がなければ承認をお願いいたします。

(委員) 異議なし

(教育長) 議案第 46 号「わくわく新庄の管理を行わせる指定管理者の指定について」は提案のとおり承認されました。

(教育長) 次に、議案第 47 号「令和 3 年度 12 月補正予算の要求について」の提案説明をお願いします。

(教育次長兼教育総務課長) 議案第 47 号「令和 3 年度 12 月補正予算の要求について」ご説明させていただきます。こちらにつきましては、一般会計全体におきまして、歳入歳出それぞれ 7 億 9,774 万 6 千円を追加しまして、本年度の予算総額を 204 億 4,613 万 9 千円とするものでございます。増額の主なものとしては、ふるさと納税の 2 億円、道路除排雪費の 3 億 5 千万円ほどとなっております。なお教育費につきましては、歳入の補正はなく、歳出合計は 3,537 万 3 千円の増額補正でございます。各課の内容につきましては課ごとにご説明させていただきます。

最初に教育総務課でございます。歳出につきましては、人事異動等に伴う職員給与費の補正、学校施設の保安全管理のため必要な修繕料や除排雪費の増額、タブレットのフィルタリングソフト設定業務委託料の増額補正などとなっております。全体では学校建設費の減額などにより 21 万 8 千円の減額となっております。最初に、事務局費の県若者定着奨学金返還支援事業出捐金ですが、今年度は市負担分の出捐金について、全額県基金から充当することとなったため、当初予算額 374 万 4 千円を減額するものでございます。修繕料でございますが、大きなところでは 10 款 4 項 1 目義務教育学校の学校管理費、明倫学園堅樋配管電熱ヒーター設置修繕 90 万円ほどです。こちらについては、屋上の雨水・雪解け水を排出する雨樋に凍結防止のための電熱ヒーターを設置するものでございます。建物内側の排水管にはすでに設置しておりますが、厳冬期に備え追加設置するものでございます。その下の明倫学園舗装修繕 60 万円については、現在校舎周りは砂利敷きとなっていま

すが、これからの降雪期に除雪機が入れるよう昇降口に面した通路2カ所を舗装するものでございます。次の旧北辰小学校体育館修繕70万円は、体育施設への移管に伴い、入口に事務室を設けるための間仕切りを設置するものでございます。小学校の管理費、中学校の管理費においても、必要な修繕料を計上しております。通信運搬費につきましては、小学校の管理費から義務教育学校の教育振興費まで全体で109万2千円ほど増額しております。これはタブレットの通信回線とプロバイダーの契約を変更し、通信速度を増強させるための増額でございます。次の除排雪業務委託料と除排雪車借上料につきましては、除排雪費全体で1,050万円増額し、当初予算と合わせ2,440万円の予算計上となります。次のフィルタリングソフト設定業務委託料については、タブレットの本格的な持ち帰りに向けて、家庭でも学校と同じようなフィルタリングがかかるよう設定するもので、全体で530万円ほどの増額補正でございます。10款4項4目学校建設費につきましては、明倫学園開校準備事業費の残額を整理する形での減額補正でございます。この中で特に備品購入費が大幅減となっていますが、これは入札で差額が生じたことによるものでございます。教育総務課については以上です。

(学校教育課主幹) 新型コロナウイルス対策費といたしまして、修学旅行キャンセル料補助金48万円を計上してございます。こちらは、校内に感染者が発生し、10月に実施予定だった修学旅行が前日に中止になり、それにより発生したキャンセル料について、その半額を保護者に補助するものとなっております。2点目は学校保健費消耗品費8万3千円でございます。こちらに関しましては、給食の委託料に関するものです。明倫学園施設工事の遅延により、沼田小学校から明倫学園への配送の契約変更に伴い、消耗品から流用して変更したもので、その流用した部分について補填していただくというものでございます。学校教育課は以上です。

(社会教育課長) 社会教育課の欄をご覧ください。10款5項7目重要文化財旧矢作家住宅管理費でございます。8月に実施した消防設備点検において、自動火災報知設備の不具合があったため、その火災報知器を交換ということで86,350円の修繕費を計上しております。ふるさと歴史センターの負担金でございますが、新庄開府400年記念事業実行委員会負担金でございます。令和7年度に実施予定の事業で、これから5年間にわたるこの事業のキャッチコピーやロゴマークを作成するにあたり、必要な経費の部分を補正ということをお願いするものでございます。雪の里情報館費でございますが、公有財産購入費ということで、以前から雪の里情報館の借地部分の購入についてはご説明してまいりましたが、その借地を購入するにあたり3,480万円の予算を計上するものでございます。社会教育課は以上です。

(教育長) 只今の説明についてご質問、ご意見があればお願いします。

(委員) 学校教育課要求内容の修学旅行キャンセル料補助金ですが、当該学校からはできれば全額補助してほしいという要求があったのではないかとと思われるのですが、補助金額が2分の1に落ちている経過等があれば教えていただきたいです。

(学校教育課主幹) 学校からの要望については、全額というような具体的な金額は提示されていなかったと記憶しております。臨時交付金の中で、修学旅行費のキャンセル料について補填できるという

項目がありましたが、新庄市においてはキャンセル料については事前に予算化することが難しいということで対応しておりませんでしたので、一般財源として2分の1ということでご了解いただいたということでした。

(教育長) その他にございませんか。特にご異議がなければ承認をお願いいたします。

(委員) 異議なし

(教育長) 議案第47号「令和3年度12月補正予算の要求について」は提案のとおり承認されました。

7. その他

なし

8. 閉会

午後2時25分、11月の定例教育委員会を閉会する。

12月定例教育委員会を、12月23日(木曜日)午後2時00分より新庄市役所301・302会議室で開催することを確認した。

会議録署名

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

調製した職員 \_\_\_\_\_